

## 摂津市生産緑地地区事務取扱要綱

摂津市生産緑地地区事務取扱要綱(平成24年4月1日摂都計第592号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)の規定に基づく生産緑地地区内における行為の許可の申請、買取りの申出等に関する事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(事務処理等)

第2条 この要綱の各条の規定に係る、許可申請書等の受付及び通知等並びにその他関連事務は、各条に定めのあるほかは、建設部都市計画課(以下「都市計画課」という。)が行うものとする。

(生産緑地地区内における行為の許可申請等)

第3条 生産緑地地区内における行為の許可申請等については、次のとおりを行うものとする。

- (1) 法第8条第1項の規定による許可を受けようとする者は、生産緑地地区内行為許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、法第8条第2項の規定による許可をするときは、生産緑地地区内行為許可通知書(様式第2号)により行うものとする。この場合、都市計画課は、その旨を摂津市農業委員会(以下「農業委員会」という。)及び総務部固定資産税課(以下「固定資産税課」という。)に通知するものとする。
- (3) 法第8条第4項の規定による通知は、生産緑地地区内行為通知書(様式第3号)を市長に提出して行うものとする。
- (4) 法第8条第5項の規定による届出をする者は、生産緑地地区内行為届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- (5) 法第8条第6項の規定による届出をする者は、生産緑地地区内非常災害応急措置届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- (6) 法第8条第8項の規定による協議は、生産緑地地区内行為協議書(様式第6号)を市長に提出して行うものとする。

2 前項に規定する許可申請書等には、別表1に掲げる図書を添付しなければならない。

(生産緑地地区の原状回復命令等)

第4条 法第9条第1項の規定による命令は、原状回復命令書(様式第7号)により行うものとする。

2 原状回復の命令を受けた者は、すみやかにその命令に従うものとし、原状回復したときは、原状回復完了届出書(様式第8号)により市長に届出を行うものとする。

(生産緑地地区への立入検査等)

第5条 法第9条第3項の身分を示す証明書は様式第9号とし、法第17条第2項の身分を示す証明書は様式第10号とする。

(主たる従事者の証明)

第6条 法第10条の規定による申出(以下「買取り申出」という。)をするにあたり、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付を受けようとするときは、生産緑地の農業に係る主たる従事者証明願(様式第11号)及び農業委員会が求める書類(以下「証明願等」という。)を農業委員会に提出しなければならない。

- 2 農業委員会は、前項の規定により提出を受けた証明願等について、記載事項を審査し適正と認められるときは、生産緑地に係る主たる従事者の証明書を交付しなければならない。

(生産緑地の買取り申出)

第7条 買取り申出をするときは、生産緑地買取申出書(様式第12号)に別表2に掲げる図書を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

- 2 法第10条第1項後段に規定される書面は、様式第13号とする。
- 3 都市計画課は、第1項の提出を受けたときは、農業委員会及び固定資産税課にその旨を通知するものとする。

(買取り申出等の事実の通知)

第8条 市長は、買取り申出のあった生産緑地のうち、贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けているものがあるときは、その旨を所轄の税務署長に買取り申出等の事実の通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(買取り等の検討)

第9条 都市計画課は、買取り申出があった場合、用地取得計画の記載内容に当該生産緑地が該当するときは、その旨を当該担当部局に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた担当部局は、摂津市公有地取得審査委員会規定に基づく手続きを行うものとする。
- 3 都市計画課は、買取り申出のあった生産緑地が用地取得計画の記載内容に該当しない場合、又は、法第11条第2項の規定による買取りの相手方を定めようとする場合は、法第2条第1項第4号に規定する地方公共団体等(以下「地方公共団体等」という。)に様式第15号により照会するものとする。なお、その際の回答文書は、参考様式を参考にするものとする。

(買取り等の決定)

第10条 市長は、前条第2項の規定による手続き及び同条第3項の照会の結果に基づき、買取り申出のあった生産緑地の買取りに係る決定をするものとする。

(買取り等の通知)

第11条 市長は、前条の決定により市長が買い取る場合は、その旨を当該生産緑地の所有者に様式第16号により通知するものとする。

- 2 市長は、前条の決定により地方公共団体等を買取りの相手方と定めた場合は、その旨を当該地方公共団体等及び当該生産緑地の所有者に様式第17号により通知するものとする。
- 3 市長は、前条の決定により市長が買い取らない場合は、その旨を当該生産緑地の所有者に様式第18号により通知するものとする。

(収用委員会への裁決の申請)

第12条 法第6条第6項(法第12条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、土地収用法第94条第2項の規定による裁決の申請は、裁決申請書(様式第19号)により行うものとする。

(農林漁業従事希望者へのあっせん)

第13条 第11条第3項の規定により買い取らない旨の通知がされた場合、法第13条の規定によりあっせんしようとするときは、法第17条の2の規定により農業委員会に様式第20号により協力を依頼し、農業委員会はあっせんに努めるものとする。

2 前項に基づくあっせんが不調に終わった場合、農業委員会は様式第21号により回答するものとする。

(行為の制限解除の通知)

第14条 市長は、法第14条の規定により行為の制限が解除された場合は、その旨を当該生産緑地の所有者及び農業委員会に様式第22号により通知するものとする。また、都市計画課は、この旨を固定資産税課に通知するものとする。

(生産緑地の買取り希望の申出)

第15条 法第15条第1項の規定による申出（以下「買取り希望申出」という。）をするときは、生産緑地買取り希望申出書（様式第23号）に別表2に掲げる図書を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

2 第7条第2項、第3項及び第8条から第13条の規定は、買取り希望申出があった場合について準用する。

(あっせん不調の通知)

第16条 市長は、前条において準用する第13条のあっせんが不調に終わった場合は、その旨を当該生産緑地の所有者に様式第24号によりすみやかに通知するものとする。

附則

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。